

栗駒山火山防災に係る今年度の取組

岩手県総務部総合防災室

1 栗駒山登山道の安全対策に係る取組

(1) 須川コース登山道の一部立入禁止措置（令和2年5月～）

【措置概要】

- ア 須川コース登山道は、昭和湖付近の火山ガス(硫化水素)濃度が高く危険であるため、苔花台（たいかだい）～天狗平（てんぐだいら）の区間を立入禁止とする。
- イ迂回ルート（須川高原温泉～栗駒山（須川岳）山頂の間）は、産沼（うぶぬま）コース。

(2) 火山ガス濃度の連続観測（令和2年6月4日～令和2年10月9日）

【岩手県立大学による観測】

「栗駒山火山ガス観測に係る岩手県と岩手県立大学との連携に関する協定書」に基づき観測。

(3) 面的観測予備調査の実施（令和2年10月13日）

【火山ガス対策専門部会設置要綱に基づく調査】

- ア 火山ガスの学術的な評価を行うため、連続観測に加え面的にガス濃度分布を捉える必要があり調査を実施。
- イ 午前・午後に各5地点測定。ガス濃度は地表から50・100・150cmの高さで、風向風力は地表から100cmの高さで、それぞれ10分間隔で測定。

(4) 第1回火山ガス対策専門部会（令和2年11月26日）

【会議概要】

- ア 栗駒山の昭和湖付近の火山ガス濃度は、5分間平均濃度は昨年より低くなっているが、瞬間最大濃度は観測機器の閾値(200ppm)を超える濃度は観測されなかったが、湖畔で小動物の死骸が発見される等危険な状態が継続している。
- イ 面的観測予備調査から次年度の本調査に関する観測地点及び観測方法等が了承された。観測地点は連続観測地点を活用し、植生分布の変化する場所も検討。
- ウ 今後、火山ガスの学術的な評価及び登山者等に対する安全対策について協議を行い、栗駒山火山防災協議会を通じ、関係機関と連携しながら、必要な安全対策を検討していく。
- エ 部会は、原則として5月頃と11月頃の年2回開催（火山ガス観測期間：6月～10月）

2 栗駒山の火山活動状況調査

(1) 岩手県防災ヘリを使用した機上観測（令和2年8月27日）

【調査結果（概要）】

ゆげ山等からの噴気が確認できた。地表の観察からは、急激かつ大きな変化は認められない。

(2) 栗駒山現地調査【一関市消防本部単独調査】(令和2年5月25日)

【調査結果（概要）】

例年と比較して大きな変化は見られない。昭和湖の火山ガス濃度は高い状況にある。

※例年5月に合同調査を実施していたが、新型コロナ感染症予防のため見送り

(3) 栗駒山現地調査（令和2年10月2日）

【調査結果（概要）】

噴気の量、植生の枯れ、地温の状態、ガスの濃度等例年と比較して大きな変化は見られない。昭和湖の火山ガス濃度は高い状況にある。

(4) 岩手県の火山活動に関する検討会

第63回（令和2年12月17日）

【評価概要】

地震活動は活発ではなく地殻変動もなく、火山の活動としては平穏な状態で推移している。昭和湖付近のガス（硫化水素）の状態は、5分間平均濃度が去年は最大で131ppm、今年は47ppmと低くなっている。瞬間最大濃度は去年が285ppmで、今年は観測機器の閾値である200ppmを超える濃度は観測されなかったが、鳥やキツネの死骸が湖畔で発見され危険な状態が継続しており注意が必要。

3 栗駒山における避難促進施設の避難確保計画作成

【令和2年7月27日付け事務連絡（内閣府）】

- 須川高原温泉、須川野営場、須川ビジャーセンター

一関市から上記3施設を対象に避難確保計画検討支援事業（内閣府）に応募を行い選定された。

これまで岩手県、一関市、事業者、内閣府等の関係者による4回の打合せを行い、年度内に避難確保計画が作成される見込み。次年度、当該計画を基に「栗駒山避難確保計画ひな形」を作成し展開。

4 栗駒山火山防災マップについて

【栗駒山火山防災マップの修正】

- 栗駒山火山防災マップについては、令和3年度作成に向け予算措置依頼（全体版と市町村拡大版作成）。具体的な修正内容について年度内に検討。次年度上半期に修正箇所を確定し、書面で協議会に諮り作成。

5 参考『火山噴火予知連絡会（気象庁）による火山活動の評価』

【令和2年12月23日（第147回火山噴火予知連絡会）】

- 栗駒山

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

- 令和元年度より集客施設等の避難促進施設における避難確保計画の作成支援に着手

事業目的

御嶽山や本白根山では突発的な噴火が発生。火口周辺には集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）が存在し、旅行者等の円滑な避難には、各施設による避難誘導が重要。

活動火山対策特別措置法の改正により、市町村が指定する集客施設や要配慮者利用施設の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実施等が位置付けられた。

集客施設等の所有者の計画作成を支援し、支援から得られた知見を全国で共有することで、各避難促進施設における避難確保計画の作成を促進し、もって火山防災対策をより一層推進していくものとする。

検討の概要

種類や状況の異なる集客施設等をモデルとして、都道県や市町村等を交えて、避難確保計画を協働で検討し、避難確保計画の作成に当たっての具体的な課題と解決策を検討。

○第11回噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（令和2年3月11日）

モデル施設の支援を踏まえて、避難確保計画の具体的な作成方法について検討し、モデル施設における計画作成の事例集やひな形の記入方法等を記載した作成ガイドを公表。



<複数施設が共同して計画を作成している事例>

グループ		施設例	令和元年度支援対象市町村（施設）
集客施設	A 交通関係施設	ロープウェイ、バスターミナル 等	福島県二本松市（ロープウェイ）
	B 宿泊施設	ホテル、山小屋 等	山梨県富士河口湖町（民宿）
	C 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場 等	福島県二本松市（スキー場）
	D その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、土産屋 等	東京都八丈町（牧場）
利要配施設者	E 医療機関	病院、診療所、助産所 等	
	F 医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設 等	東京都三宅村（老人福祉施設）

<避難確保計画の作成支援対象>

内閣府による避難確保計画検討支援を受けた避難確保計画策定状況

1. 滝沢市

ア) 支援対象地方公共団体

岩手県及び滝沢市

イ) 支援対象施設

滝沢市立柳沢小中学校

ウ) 検討スケジュール

・第1回打合せ 令和2年6月9日（火）

■モデル施設の防災対策の現状確認 ■スケジュール確認 ■基礎資料の確認

・第2回打合せ 令和2年8月26日（木）

■計画作成の進め方 ■計画作成のポイント説明 ■現地視察 ■計画(案)原案検討

・第3回打合せ 令和2年10月16日（金）

■避難訓練実施・視察 ■避難行動の整理（避難手段含む） ■計画(案)検討

・第4回打合せ 令和2年11月26日（木）

■施設内の緊急避難場所の検討 ■計画(修正案)検討

エ) 特徴的事項

・当該施設は想定火口から概ね8kmに位置し、噴火警戒レベル4及び5は発表された場合避難が必要。児童生徒数33名、教職員15名。融雪型火山泥流が数分で到達することから避難手段について検討を重ね、警戒レベルの引上げがなく突発的に噴火した場合は施設内の緊急避難場所に避難することを検討。

2. 一関市

ア) 支援対象地方公共団体

岩手県及び一関市

イ) 支援対象施設

須川高原温泉、須川ビジターセンター、須川野営場

ウ) 検討スケジュール

・第1回打合せ 令和2年9月2日（水）

■モデル施設の防災対策の現状確認 ■スケジュール確認 ■基礎資料の確認

・第2回打合せ 令和2年9月18日（木）

■計画作成の進め方 ■計画作成のポイント説明 ■現地視察 ■噴火警戒レベルの解説

・第3回打合せ 令和2年11月18日（水）

■施設の体制等検討 ■避難方向・経路検討 ■計画(案)検討

・第4回打合せ 令和2年12月23日（水）

■避難確保計画完成に向けた確認・提案 ■避難確保計画（案）の確認

エ) 特徴的事項

・当該3施設は想定火口から概ね1kmに位置し、噴火警戒レベル3で入山規制、4及び5は発表された場合避難等が必要。代表施設の須川高原温泉の日中の従業員及び最大利用者数の合計は約920名。国道が閉鎖される冬季間を除き営業。3施設は国道を挟み極めて近く地区一帯版として避難確保計画を検討。同地区には秋田県側に集客施設が有ることから、東成瀬村職員も検討に出席。

第1回火山ガス対策専門部会の会議結果（報告）

1 開催の日時

令和2年11月26日（木）13時30分～15時30分

2 開催の場所

岩手県民会館 4階 第1会議室

3 出席者等

■ 有識者（設置要綱第2条別表1）

機関名	職名	氏名	備考
岩手大学	名誉教授	齋藤 徳美	
岩手大学地域防災研究センター	客員教授	土井 宣夫	
東北大学	名誉教授	浜口 博之	
東北大学大学院理学研究科	教授	三浦 哲	
岩手大学	教授	越谷 信	
東京工業大学	教授	野上 健治	
岩手大学	准教授	岡田 真介	

■ 関係機関（設置要綱第2条別表2）

機関名	備考
岩手県総務部総合防災室	
岩手県環境生活部自然保護課	
一関市消防本部防災課	
栗原市総務部危機対策課	欠席
仙台管区気象台	
盛岡地方気象台	
東北森林管理局岩手南部森林管理署	
(一社) 一関市観光協会	
(一社) 栗原市観光物産協会	欠席

4 議題

(1) 専門部会設置要綱の改正について

次のとおり就任した。

- 委員：岡田真介 岩手大学准教授

(2) 今年度の火山ガス（硫化水素）濃度の観測結果について

栗駒山の火山ガス観測に関し、岩手県と岩手県立大学は、令和元年6月に『栗駒山火山ガス観測に係る岩手県と岩手県立大学との連携に関する協定』を締結。同協定に基づき、岩手県立大学は登山道須川コースに観測機器を設置（2箇所：昭和湖、地獄谷）し、連続観測を実施。観測結果から昭和湖付近において、火山ガス濃度が、引き続き高い状況となっていることを報告。（観測期間：令和2年6月4日から10月9日）

■ 昭和湖 5 分間平均ガス濃度（上位 5 回）

日時	濃度 (ppm)
2020/8/28 23:35	47
2020/6/11 3:20	44
2020/6/23 18:30	42
2020/9/ 5 1:50	42
2020/6/17 21:50	41

■ 地獄谷 5 分間平均ガス濃度（上位 5 回）

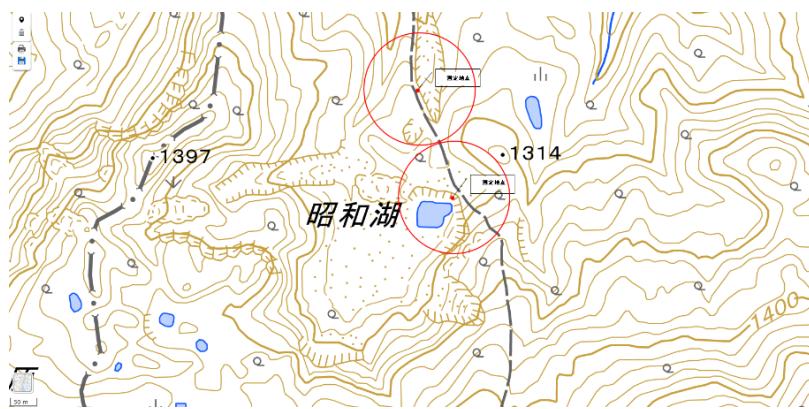
日時	濃度 (ppm)
2020/7/ 9 6:15	22
2020/7/20 5:50	20
2020/7/21 6:45	20
2020/8/ 6 0:55	18
2020/9/21 16:25	16

(3) 今年度の面的観測予備調査結果について

火山ガス対策専門部会は設置要綱により「火山ガスの学術的な評価を行うとともに、登山者等に対する安全対策の方向性について検討を行う」と規定されており、学術的な評価を行うため、火山ガスの濃度分布の把握が必要となることから、携帯型火山ガス濃度測定器を用いた面的観測を実施。予備調査により次年度の本格調査に向け登山道周辺及び昭和湖近辺における植生境界付近を含む観測地点、観測時期、観測方法等の確認ができた。（実施日時：令和 2 年 10 月 13 日）

(4) 今後の観測体制について

連続観測（2 地点）を継続して実施することに加え、面的観測を次年度から下図の○内において本格的調査を行う。



(5) 今後の会議の開催時期等について

原則として、山開き前後の 5 月頃と、火山ガス濃度の連続観測結果がまとまる 11 月頃の年 2 回開催し、必要がある場合は、臨時として随時、開催することとした。

来年度における栗駒山の火山ガスの観測体制等

1 火山ガス観測の目的

火山ガスの学術的評価を行い、登山道の安全対策の方向性を検討するため実施するもの。現在実施している登山道須川コースの一部区間の立入禁止措置の継続または解除の判断に資する。

2 来年度の火山ガスの観測体制

令和元年6月に岩手県と岩手県立大学との間で締結した「栗駒山火山ガス観測に係る岩手県と岩手県立大学との連携に関する協定」を更新。来年度の観測についても、同協定に基づき岩手県が予算措置を行い、岩手県立大学が連続観測を担う。

また、火山ガス濃度の分布状況を把握するため、関係機関の協力のもと面的観測を実施する。

3 連続観測箇所等（予定）

(1) 観測箇所

- ① 須川コース登山道の昭和湖付近
- ② 須川コース登山道の地獄谷付近

(2) 観測期間

令和3年6月以降の概ね4か月間

4 面的観測箇所等（予定）

(1) 観測箇所

連続観測地点を活用しながら、今年度に実施した登山道周辺及び昭和湖近辺における植生境界付近の予備調査箇所を含む複数地点

(2) 観測時期

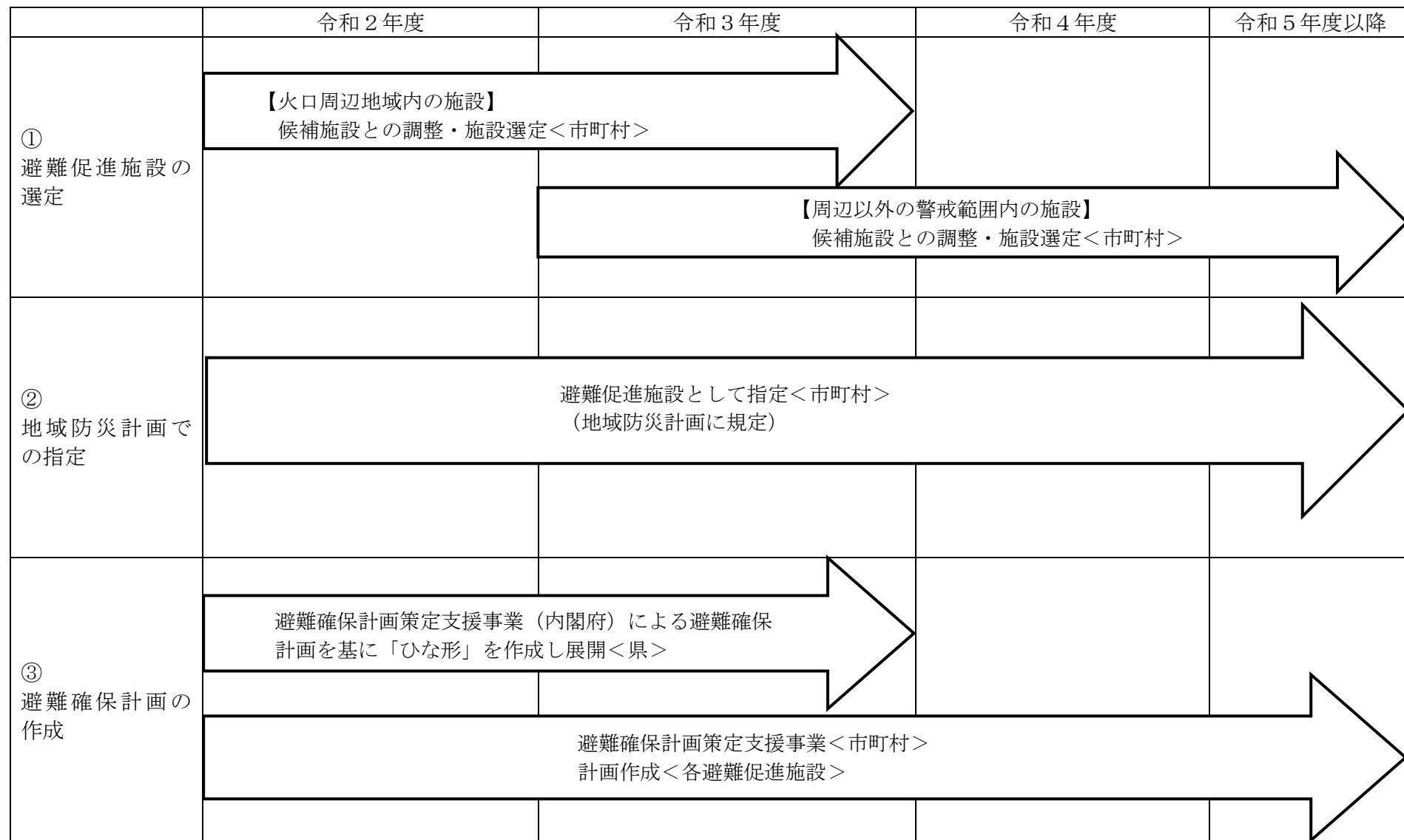
令和3年6月以降の複数回

5 来年度の安全対策（予定）

現在実施している須川コース登山道の一部立入禁止措置を継続する。

苔花台（たいかだい）～天狗平（てんぐだいら）の区間を立入禁止とし、産沼コース登山道を迂回ルート（須川高原温泉～栗駒山（須川岳）山頂の間）とする。

栗駒山における避難促進施設の指定等スケジュール（案）



栗駒山における避難促進施設の選定基準（参考）

区 域	対象施設	備 考
(1) 火口から概ね 4 km 以内の区域 <u>＜参考＞岩手山の場合</u> 東岩手火口の中心から概ね 4 km 又は西岩手想定火口の中心から概ね 2 km 以内の区域	活動火山対策特別措置法施行令第 1 条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐している施設	<p>【避難確保計画作成の手引き】※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な噴火による危険性の高い火口周辺の地域では、比較的小規模な施設も含め多くの施設が避難促進施設に指定されることが考えられる。 ・突発的な噴火は、水蒸気噴火等の前兆現象が捉えにくい、比較的小規模な噴火であることが多い、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生している。 <p>【内閣府施行通知】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設所有者等や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定することが重要である。
(2) 栗駒山火山防災対策で定めた警戒範囲（「火口から概ね 4 km 以内の区域」を除く） <u>＜参考＞岩手山の場合</u> 岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲（「東岩手火口の中心から概ね 4 km 又は西岩手想定火口の中心から概ね 2 km 以内の区域」を除く）	<p>活動火山対策特別措置法施行令第 1 条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の者が利用する施設 ・ 避難に時間を要する要配慮者が利用する施設 <p>※「不特定多数」又は「要配慮者」に該当するかどうかは、「市町村における避難指示や避難勧告のみで円滑かつ迅速な避難が確保できるかどうか」という観点から各市町村において判断する。</p>	<p>【基本的指針】※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者による利用者の安全を確保する取組が重要となる。 <p>【内閣府施行通知】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における避難指示や避難勧告だけでは円滑かつ迅速な避難が確保できない可能性がある施設については、積極的に避難促進施設に選定することを検討することが必要である。

※1：「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」（平成 28 年 3 月 内閣府作成）

※2：「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（平成 27 年 12 月 24 日 内閣府通知）

※3：「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」（平成 28 年 2 月 22 日 内閣府告示）

栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組（案）

令和2年度以降の栗駒山に係る火山防災対策について、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら、警戒避難体制の構築を図ることとし、次のとおり取組を実施する。

年度	実施主体	取組内容（予定）
平成30年度	仙台管区 気象台、 栗駒山火山 防災協議会	<p>【噴火警戒レベルの設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火活動の段階に応じた入山規制・避難等を協議し設定 ・ 作業部会により、必要な検討を実施
	栗駒山火山 防災協議会	<p>【避難計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をまとめた計画を作成 ・ 作業部会により、必要な検討を実施（関係自治体間で費用負担）
		<p>【ハザードマップの周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水蒸気噴火及びマグマ噴火等を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施
令和元年度	栗駒山火山 防災協議会	<p>【火山防災マップの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難難計画を踏まえ、ハザードマップに、避難場所、避難経路など、住民等が避難するために必要な防災情報を付加したマップを作成（費用：関係自治体で負担（覚書を締結））
		<p>【避難確保施設の選定基準等の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画を作成すべき避難促進施設等の選定基準等を設定
令和2年度	市町村、 栗駒山火山 防災協議会	<p>【火山ガスの学術的評価及び登山道の安全対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山ガス濃度の連続観測を継続し、データ等に基づいた学術的な評価を行うとともに、登山道の安全対策を継続 ・ 火山ガス濃度の分布状況を把握する面的観測に向け予備調査を実施し、観測地点及び観測方法を検討
		<p>【火山防災マップの修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マップの修正については、令和3年度の作成に向け予算措置依頼。具体的な修正内容について年度内検討。
		<p>【避難確保施設の避難確保計画作成の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火口周辺地域内の3集客施設において避難確保計画を作成
令和3年度 以降	市町村、 栗駒山火山 防災協議会	<p>【火山ガスの学術的評価及び登山道の安全対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山ガス濃度の連続観測データ等に基づいた学術的な評価を行うとともに、登山道の安全対策を検討 ・ 連続観測点を活用しながら、登山道周辺及び昭和湖近辺における植生境界付近を含む観測地点において面的観測を実施 <p>【火山防災マップによる避難計画の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップの修正内容を確定し、書面で協議会に諮り作成。（関係自治体で負担（覚書を締結）） ・ 火山防災マップを基に住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る

年度	実施主体	取組内容（予定）
令和3年度 以降	市町村、 栗駒山火山 防災協議会	<p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 候補施設の管理者との調整（理解釈成を図る） <p>【避難促進施設の指定（市町村地域防災計画の修正）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定） ② 避難促進施設による避難確保計画の作成を支援するとともに、施設と連携を図り、必要な防災対策を実施
	避難促進施設の管理者等	<p>【避難確保計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度作成された避難確保計画を基に「栗駒山避難確保計画ひな形」を作成 避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）

栗駒山火山防災協議会規約の一部改正（案）

栗駒山火山防災協議会規約の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																											
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>委員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>法第4条第2項第7号</td><td>齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大學）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤繩明彦教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>		区分	委員	[略]		法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大學）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤繩明彦教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>委員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>法第4条第2項第7号</td><td>齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大學）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤繩明彦<u>名誉教授</u>（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）、岡田真介准教授（岩手大学）</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>		名称	委員	[略]		法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大學）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤繩明彦 <u>名誉教授</u> （茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）、岡田真介准教授（岩手大学）	[略]											
区分	委員																												
[略]																													
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大學）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤繩明彦教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）																												
[略]																													
名称	委員																												
[略]																													
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大學）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤繩明彦 <u>名誉教授</u> （茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）、岡田真介准教授（岩手大学）																												
[略]																													
別表第2（第7条及び第8条関係）		別表第2（第7条及び第8条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th><th>幹事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>茨城大学 教授</td><td>藤繩 明彦</td></tr> <tr> <td>岩手大学地域防災研究センター 教授</td><td>越谷 信</td></tr> <tr> <td>東京工業大学 教授</td><td>野上 健治</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>		所属	幹事	[略]		茨城大学 教授	藤繩 明彦	岩手大学地域防災研究センター 教授	越谷 信	東京工業大学 教授	野上 健治	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th><th>幹事</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>茨城大学 <u>名誉教授</u></td><td>藤繩 明彦</td></tr> <tr> <td>岩手大学地域防災研究センター 教授</td><td>越谷 信</td></tr> <tr> <td>東京工業大学 教授</td><td>野上 健治</td></tr> <tr> <td>岩手大学</td><td>岡田 真介</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </tbody> </table>		所属	幹事	[略]		茨城大学 <u>名誉教授</u>	藤繩 明彦	岩手大学地域防災研究センター 教授	越谷 信	東京工業大学 教授	野上 健治	岩手大学	岡田 真介	[略]	
所属	幹事																												
[略]																													
茨城大学 教授	藤繩 明彦																												
岩手大学地域防災研究センター 教授	越谷 信																												
東京工業大学 教授	野上 健治																												
[略]																													
所属	幹事																												
[略]																													
茨城大学 <u>名誉教授</u>	藤繩 明彦																												
岩手大学地域防災研究センター 教授	越谷 信																												
東京工業大学 教授	野上 健治																												
岩手大学	岡田 真介																												
[略]																													
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

栗駒山火山防災協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 岩手県、宮城県及び秋田県（以下「3県」という。）並びに一関市、栗原市、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村（以下「関係市町村」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平時から栗駒山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、栗駒山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、栗駒山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成に係る協議にすること。
- (2) 噴火警戒レベルの導入に係る協議にすること。
- (3) 避難計画の策定に係る協議にすること。
- (4) 火山防災マップの作成に係る協議にすること。
- (5) 法第5条第2項の規定による3県の地域防災計画の定めに対する意見にすること。
- (6) 法第6条第3項の規定による関係市町村の地域防災計画の定めに対する意見にすること。
- (7) 火山の活動状況に係る情報共有にすること。
- (8) 観光客及び登山者に係る火山防災対策にすること。
- (9) 防災訓練の推進にすること。
- (10) 防災意識の啓発活動にすること。
- (11) その他栗駒山の火山防災対策の推進にすること。

（協議会）

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者により構成する。この場合において、同表法第4条第2項第7号の項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 4 副会長は、宮城県知事及び秋田県知事をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 宮城県知事

第2順位 秋田県知事

（協議会の招集等）

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により開催する。

2 協議会の協議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。

3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。

4 会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分をすることができる。

(1) 協議会を招集するいとまがないとき。

(2) 軽微な事項について協議するとき。

2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条の所掌事務の詳細な検討のため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる者により構成する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

4 幹事長は、岩手県総務部総合防災室長をもって充てる。

5 副幹事長は、宮城県総務部危機対策課長及び秋田県総務部総合防災課長をもって充てる。

6 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となり、幹事会を代表する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 宮城県総務部危機対策課長

第2順位 秋田県総務部総合防災課長

(各県部会)

第8条 協議会の行う所掌事務について、各県ごとに検討するため、協議会に各県部会を置く。

2 各県部会の委員は、別表第2に掲げる者及び部会長が別に指名する者により構成する。

3 各県部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者とし、副部会長は部会長が指名する者とする。

(1) 岩手県部会 岩手県総務部総合防災室長

(2) 宮城県部会 宮城県総務部危機対策課長

(3) 秋田県部会 秋田県総務部総合防災課長

5 部会長は、会務を総理し、会議の議長となり、各県部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第9条 協議会は、第2条に掲げる所掌事務及び規約の改正に関する事項について協議を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、各県部会は、第2条第5号及び第6号に掲げる事項について協議を行うことができる。この場合において、部会長は、当該協議を行った旨を協議会に報告しなければならない。

(準用)

第10条 第4条から第6条までの規定は、幹事会及び各県部会に準用する。この場合において、当該各条中「会長」とあるのは「幹事長」(各県部会に準用する場合にあっては、「部会長」)に、「委員」とあるのは「幹事」(各県部会に準用する場合にあっては、「各県部会の委員」)に、「副会長」とあるのは「副幹事長」(各県部会に準用する場合にあっては、「副部会長」)に読み替えるものとする。

(専門部会)

第11条 会長は、協議会に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により選任する。
- 3 専門部会長に事故があるときは、専門部会の委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(作業部会)

第12条 幹事会は、その定めるところにより、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の指名する者をもって充てる。
- 3 作業部会長に事故があるときは、作業部会の委員のうちから幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第13条 協議会及び幹事会の事務局は、岩手県総務部総合防災室に置く。

- 2 各県部会の事務局は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関に置く。
 - (1) 岩手県部会 岩手県総務部総合防災室
 - (2) 宮城県部会 宮城県総務部危機対策課
 - (3) 秋田県部会 秋田県総務部総合防災課

(補足)

第14条 この規約に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 栗駒山火山防災協議会規約(平成27年3月2日策定)は、廃止する。
- 3 この規約は、平成28年10月31日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年5月29日から施行する。
- 5 この規約は、平成29年10月3日から施行する。

- 6 この規約は、平成30年3月8日から施行する。
- 7 この規約は、平成31年3月14日から施行する。
- 8 この規約は、令和元年8月19日から施行する。
- 9 この規約は、令和2年3月31日から施行する。
- 10 この規約は、令和3年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	委員
法第4条第2項第1号	岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、一関市長、栗原市長、横手市長、湯沢市長、羽後町長、東成瀬村長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長、秋田地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊東北方面特科連隊長、陸上自衛隊第21普通科連隊長、陸上自衛隊第22即応機動連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長、宮城県警察本部長、秋田県警察本部長
法第4条第2項第6号	一関市消防本部消防長、栗原市消防本部消防長、横手市消防本部消防長、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤繩明彦名誉教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）、岡田真介准教授（岩手大学）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局岩手南部森林管理署長、東北森林管理局宮城北部森林管理署長、東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署長、（一社）一関市観光協会会长、（一社）栗原市観光物産協会会长、（一社）湯沢市観光物産協会会长、（一社）東成瀬村観光物産協会会长、（一社）増田町観光協会代表理事

別表第2（第7条及び第8条関係）

所属	幹事	部会の委員		
		岩手県部会	宮城県部会	秋田県部会
有識者	岩手大学 名誉教授	齋藤 徳美	○	
	岩手大学地域防災研究センタ ー 客員教授	土井 宣夫	○	
	東北大学 名誉教授	浜口 博之	○	
	東北大学大学院理学研究科 教授	三浦 哲		○

	秋田大学 教授	林 信太郎			○
	秋田大学 教授	大場 司			○
	茨城大学 名誉教授	藤繩 明彦	○		
	岩手大学 教授	越谷 信	○		
	東京工業大学 教授	野上 健治	○		
	岩手大学 准教授	岡田 真介	○		
岩手県	岩手県総務部総合防災室	室長	○		
	岩手県環境生活部自然保護課	総括課長	○		
	岩手県商工労働観光部観光課	総括課長	○		
	岩手県国土整備部砂防災害課	総括課長	○		
	岩手県県南広域振興局総務部 一関総務センター	所長	○		
	岩手県警察本部警備部警備課	課長	○		
	一関市消防本部防災課	課長	○		
	一関市消防本部消防課	課長	○		
	一関市商工労働部観光物産課	課長	○		
宮城県	宮城県総務部危機対策課	課長		○	
	宮城県環境生活部自然保護課	課長		○	
	宮城県経済商工観光部観光課	課長		○	
	宮城県土木部防災砂防課	課長		○	
	宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所総務部	部長		○	
	宮城県警察本部警備部警備課	課長		○	
	栗原市総務部危機対策課	課長		○	
	栗原市商工観光部田園観光課	課長		○	
	栗原市消防本部警防課	課長		○	
秋田県	秋田県総務部総合防災課	課長			○
	秋田県観光文化スポーツ部観光振興課	課長			○
	秋田県生活環境部自然保護課	課長			○
	秋田県建設部河川砂防課	課長			○
	秋田県平鹿地域振興局総務企画部	部長			○
	秋田県雄勝地域振興局総務企画部	部長			○
	秋田県警察本部警備部警備第二課	課長			○
	横手市総務企画部危機管理課	課長			○

	横手市商工観光部観光おもてなし課	課長			○
	東成瀬村民生課	課長			○
	湯沢市総務部総務課	総合防災室長			○
	湯沢市産業振興部観光・ジオパーク推進課	課長			○
	羽後町生活環境課	課長			○
	横手市消防本部警防課	課長			○
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部警防課	課長			○
国関係	東北地方整備局	防災対策技術分析官	○	○	○
	東北地方整備局河川部	広域水管理官	○	○	○
	東北地方整備局岩手河川国道事務所	事業対策官	○		
	東北地方整備局新庄河川事務所	副所長		○	
	東北地方整備局仙台河川国道事務所	副所長(道路)		○	
	東北地方整備局北上川下流河川事務所	工事品質管理官		○	
	東北地方整備局湯沢河川国道事務所	副所長			○
	仙台管区気象台気象防災部	火山防災情報調整官	○	○	○
	盛岡地方気象台	防災管理官	○		
	秋田地方気象台	防災管理官			○
	陸上自衛隊東北方面特科連隊	第3科長	○		
	陸上自衛隊第21普通科連隊	第3科長			○
	陸上自衛隊第22即応機動連隊	第3科長		○	
	国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官	○	○	○
	東北森林管理局岩手南部森林管理署	次長	○		
	東北森林管理局宮城北部森林管理署	次長		○	
	東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署	総括事務管理官			○

観光関 係	(一社) 一関市観光協会	事務局長	○		
	(一社) 栗原市観光物産協会	事務局長		○	
	(一社) 増田町観光協会	代表理事			○
	(一社) 湯沢市観光物産協会	事務局長			○
	(一社) 東成瀬村観光物産協会	事務局長			○